

りました道路がそのまま生きるということになりました。一部土地が余裕ができましたので、その土地を将来の児童遊園を想定いたしました。擁壁工事、あるいは管理上必要なフェンス工事、そういったものを盛った。この四点が今回又更しようとする内容でございます。

具体的な内容について申し上げますと、まず十三節の委託料でございますが、これにつきましては、本体工事の設計委託料を当初予算で四百四十六万七千円見込んでいたわけでございますが、今回その中から二百三十六万七千円を減額いたしました。二百十万円にしようとするものでございます。

当初見積りにおいて基本設計と本設計を合わせたものを見込んだということが、住宅局との協議の中で、市営住宅で、しかもPC工法であるということから実施設計のみで十分足りるということ、指摘もございまして、そのような形で発注をしたという経過から大幅な減額になったわけでございます。

それから本体工事の監理委託料につきましては、四百三万六千円を五百十万七千円にしましたが、当初予算と同じ形での積算基準に基づきまして積算をしたわけでございますが、特にその中で市営住宅の建物そのものが画一的な建物であるという判断から技術経費を当初見込んでいた一〇%をゼロに抑えた。そういうこともございまして、全体的に工費が引き上げられると、そういうものの中で、四百三万六千円が五百十万七千円に引き上がったということでございます。

それから外構工事の設計委託料につきましては、百七十一万一千円を四十二万八千円と大幅な減額になったわけでございますが、これにつきましても当初外構工事費を基準に一般的な施設として計上したわけでございますが、設計変更等によりまして、対象工事が二つの一程度に抑えられたこと。それからあと外構工事としての内容が比較的画一的な内容を持つておると、そういうようなことから減額をいたしまして設計しようとする。

るものでございます。

いずれにしても当初において若干見込みを多く取りました関係につきましては、深くお詫び申し上げるわけでございます。

それから地質調査委託料については、六十九万四千六百六十六円の三千円の減額でございますが、これにつきましては、すでに執行が終わっておりまして、その執行に伴う実績減ということでございます。

それから本体工事でございますが、本体工事につきましては、まず当初一億四千二百三十二万八千四百計上したわけでございますが、今回八千六百三十七万二千円を加えまして、二億二千八百四十万四千として計上するわけでございますが、これは当初計画の中で受水槽分については、住宅から少し離しまして計画していたわけでございますが、今回設計変更に伴いまして、それと棟に受水槽をつけるということから、屋外付帯工事を外構工事でみておりましたが、その今を本体工事に組み入れた

ということがございました。

それともう一つ当初予算で外構工事で見えていました屋外付帯工事につきましては、一千五百万円余りを計上していたわけでございますが、それが一棟が二棟になったということから、これを一千九百四十万円に増額をいたしまして、それを本体工事の中に組み入れた、そんなことがございました。

それからもう一つが結露の防止関係でございますが、これが約一千八百万円ほど加算をしまして、十八戸が二十四戸になった六戸の増分、それを含めまして八千六百三十七万二千円に引き上げた、そういう内容でございます。

それから外構工事でございますが、外構工事につきましては、六百七十七万円の減額でございますが、これはいま本体工事の中で申し上げました当初予算で外構工事に組んでおりまして、一部屋外付帯工事、これを本体工事に持った関係、それで減額になった分、それからいわゆる将来の由んぎょう遊

園用地として整備するつもりで擁壁にあるいはフェンス工事、
とういったものが新しく出て来ました。その工事を加えまして、この
工事を見込みまして、一千九百四十五万八千円。外構工事の
中では六百十七万円の減額でございますが、そういう操作
をいたしまして予算現額を一千九百四十五万八千円に改めよ
うとするものでございます。

それから造成工事費の百三十五万円の減額でございますが、
これにつきましては、当初造成工事の面積を一千七百五十
平方メートルと見込んでおいたわけでございますが、配置変更
等によりまして全体面積が一千三百八十平方メートルという
形で少なくなったということが減額をした理由でございます。

それから備品でございますが、四万円の増でございます
が、これは一棟が二棟になったということから消火器の購
入費ということで四万円を追加計上させていたただいたとい
う内容でございます。

以上でございます。

○十三番（小野沢久君） 予防費の関係ですけれども、対象
者が一万八千六百五人の受診率が一千九百三十人、約一〇％と
いうこととございますけれども、これはあれですか、前年度、あ
るいは前々年度と比べて、一〇％という数字がどのくらい伸
びた数字なのか。

それとこの一〇％の受診率というのは近隣と比べて大体どのくら
いになっているのか。大体このへんになっているのか、というのが二点ござ
いますね。

それと一千九百三十人のうちの一千四百三十人、七四％が精
密検査を受けたということになりますと、それなりに治療
が必要な人もいたと思うんですが、そういう意味で
は大変成果が上がっているのではないかと気がします。今回
個人あてに健康診査を受けましたという安否内状を送った
ということ、それと医師会の協力もあって、こういう結果になったと思うんで

すけれども、大変さういふ面では行政として親切なことではないかと思ふんですよね。広報で知らせてそのままよりも、こつこつ方法の方がお金はかかるけれども、実際としての成果は上ぶると思いますので、この方法を次年度も取っていくのかどうかという点をお願いいたします。

それから住宅費の関係でございますけれども、当初と比較して、戸数が十八戸から二十四戸にふえたということで、本体工事についても当初では一戸あたりが七百八十九万六千円で、今回がいろいろ結露の関係等の設計変更も入っていると思ひますが、二戸あたり九百五十一万七千円ということで、一戸あたりについて百六十二万一千四百単価的に上がっているという点、また全体を見ても二十四戸で計算して二戸あたりが一千八百七十八万四千円ということで、当初から比べても一戸あたり六十八万四千円、この増加になっておりますので、このへんが家賃料に対して、使用料に対してどのくらいの変動が出て来るのかという点をお尋ね

いたします。

それからこの市営住宅、当初予算でも質問してらるんですけれども、当初予算のときは二百七十戸を福生市の必要戸数として考へているという答弁があつたんですけれども、今回の実施計画によりますと、六十年から六十二年に十八戸を毎年やって三年間で五十四戸ということになっておりますけれども、前にも指摘したんですけれどもスペースということをこれから考へていかなければいけないのかと考へます。

先ほどの都市計画の中央審議会でも、公園の面積をいまの倍にしなければならぬというふうな答申も出されておりますので、そのことも実施計画に載っている以外のところでも市営住宅の建替えをしていくのではないかと思ひますけれども、用途地域等の関係もあると思ひますけれども、やはり高いものをつくって、より多くのオープンスペースを取っていくような形を考へていかなければならないと思ひ

ますので、そのへんの展望についてもお尋ねいたします。
それからこの変更に伴って工事は年度内にきらんと終
わるのかという点をお尋ねいたします。

○福祉部長（生子国利君） 答え申し上げます。

まず前年度との比較の関係でございますが、受診率が五
十九年度五・〇％。当初予算の編成の際には、一応六％とい
うことで編成をいたしましたわけですが、その後急遽先ほど御指
摘の個別通知とかそういったものによって一〇％くらいが予想さ
れる。

近隣の市における関係については、当市よりも大体一％く
らい増を見込んであるわけでございますが、これは近隣市にお
いては、まだ節目通知をいたしておりますので、五歳刻みで出
していると。当市が隣接では一番先に個別通知をやったわけ
ですが、その結果というものが出てきたのではないかといいこと
ですが、しかしこの中には要因として、この一点だけでなくて、われわ

れが検討してみるときで四つばかりの要因があるんじゃないか
という事です。

まず一点としまして、個別通知の関係から増加になったと
いうことが考えられるし、また最近一人一人の健康管理という
ものが非常に関心が高まってきている。これはいわゆるテレビ
だとか書籍とか、そういったものによって認識が高まって来
るということが二点目。それから三点目は、当市においては昨
年から各町会で医師を講師といたしまして健康教育を行
行っております。これもかなり浸透しているのじゃないか。それ
からもう一つは、医師会のヘルスに対する協力というものが
非常に大きいという二点でございます。この四点がいま
現在の受診率が上がった要因じゃないかというふうに考
えております。

それから隣接については、先ほど申し上げましたように、一％
くらい増になっておりますけれども、ただ精密検査について

は、他市において四七%くらいとなっている。しかし当市としては七四%ということ、要検査の人が多いということですが、二十六市を参考にいたしますと、大体一〇%くらいが平均の受診率。それから精密検査については大体五〇%くらいを目標として現在二十六市では予想されてあるわけですが、いいます、国も大体この程度になっていると思っております。それから個別通知の関係については、先ほど申しましたように要因が四つばかりありますけれども、やはりその一つとして考えられるわけですが、これをやめた結果によって受診率が減るかどうかという問題はありますけれども、しかしそのケースといたしましては、初めてのケースとして出したわけですが、もう一年程度状況を見まして、これによって結果的に出れば、当然に自発的に健康管理というものが認識されていくということになるんじゃないかと思っております。したがって来年度もこの方式を取ってみたいということでございます。

○総務部長（浅見裕康君） 自席からお許しをいただきます。御答弁申し上げます。

まず第一点の二戸あたりの建築単価が上がったので、どの程度の家賃に対するはね返りがあるかという御質問でございますけれども、家賃計算については、非常に複雑な計算がございまして、実質的には、当然にはね返りがございしますが、ただ幾らくらいだという計算はちょっとできないわけでございます。またことに申しわけないんですけども、現在の計画の中で家賃算定を想定でございましては、きりいくらということは申し上げられませんが、月四万五千円程度の家賃になるのではないかと、想定ですけれども計算をしております。

それから、それから市営住宅の建替の計画についての御指摘でございますが、現計画二百七戸で、いま進んでおりますけれども、これは全体で建設省の認可をもらってありますので、これについては、変更が不可能であらうというよう

な感じがしております。

理由としては、そういった認可をもらてくると同時に残っている用途地域そのものが、ほとんどが一種住専であるとしたら、これは建物の高さ等の制限もございすし、容積的にも若干高層をつくるというわけにはいかないというような判断からでございます。

これが終わった後、どういう住宅対策をとるかということについては、これはまた基本構想の中で十分御検討をちょうだいしながら将来に向けての研究をしていきたいというふうに考えております。

それから工期の関係でございすが、本日臨時会をわざわざお開きいただきましたまして、予算の御議決をちょうだいすれば、これから実質的な発注の事務をするわけでございすけれども、プレハブでございすので、工期については、十分対応できるというふうに考えております。

さらにこれから申し込みの受付等、当然応募者が多いというふうに想定しておりますので、公開による抽選とかそういうものも行わなければなりません。

そういうものを合めまして、先般五十二年に行いましたときと同じように、四月一日には入居というように、十分とのへんスケジュールは見通しを立てております。遅くても十年度中には諸手続も合めまして入居に対する対応ができるというふうに判断しております。

以上でございます。

○九番（上野重勝君） ただいまの質問並びに答弁の中で大体わかりましたので、了解はいたしておきますけれども、この予算全体を通じて言えますことは当初予算の数値の把握が非常に不的確であったということがあると思います。

まず第一点、市営住宅の建設につきましても、本来工事費と設計費というのはバランスがとれていなくてはならない。

い。ところが、工事がふえて設計費が減っているという現象が出ております。これは説明の中で基本設計がいらなかったという事なんです。この程度の市営住宅で、しかもプレハブですから、基本設計はいらなかったのではないかと、このことを私は想像いたしております。その点がまず一点。

それから保健衛生費につきましても、いろいろと御努力をいたしまして、あるいはまた医師会の協力等がございました。大変成果を上げ、その点については高く評価をしたいと思っております。

ただ当初予算が確か五百何万円、今回一千万円、当初予算の三倍にも匹敵する額を計上しなければならぬというものは、当初の予算を的確に把握できなかったという点があると思います。

その内容については、ただいま御答弁の中でよく聞かれましたので説明は結構でございます。一応御指摘だけ申し上げておきます。

それから第二点、これは質問になりますけれども、まず第一点の住宅につきまして、市営住宅の国庫補助は二分の一というふうに、ただいま説明がございました。それが実際の工事費はこの補助金の額の倍というわけにはいっておりません。これは保健衛生費につきましても、保健衛生費の国庫負担金は三分の一という説明がございましたが、これも三分の一というわけにはいっていないようです。

それと、一体この超過負担というものは当初案等を含めましてどのくらいになるのか。それと、その部門について御説明を願いたい。と同時に超過負担の内容はどうか、というところなのか。この二点について御質問を申し上げます。

○建設部長（森田進君） 自席からお許しをいただきます。ただいまの市営住宅の関連で超過負担ということをございますけれども、一応基本的には御指摘いただきましたように、

工事費の二分の一が国庫補助、残りの二分の一に對しまして八五%が起債、一五%が都の補助、という形で一〇〇%に見合うものが特定財源というような形になるわけでございます。

実質的に今回のこの市営住宅の建設費の中での予算を見ますと、この中で一般財源につきましては当初予算を含めまして一千百六十三万七千四百円の持ち出しでございます。この中には特に先ほど来申し上げておりますいわゆる市営住宅の建設の對象となる敷地から除かれましたスペース、約五百平方メートルほどあるわけですが、そのスペースに對する擁壁工事、それから管理上必要な柵の工事、というものが六百二十万四千ほどございます。したがって残りの五百四十一万四千円くらいが一般財源としての持ち出しでございます。そのへんが予算上から見た超過負担という形になるうかと思ひます。

○福祉部長（生子国利君） 衛生費の關係の補助金の關

係を申し上げますが、国と都で總額で約四百六十万円、それから市の負担が千四百三十九万四千円、合計で一千六百三十九万四千円の需用費になっておりますので、大体三分の一程度弱になっております。

これはどういふふうなことで、それだけ三分の一入らないかというところでございますが、基準單価そのものが一人あたりの国の基準あるいは都の基準も同様でございますが、一千五百円程度、したがって實際の東京都と医師会と協定を結んだ金額が一般診査にしては二千五百円というふうな單価でしたがつて、その差がそこではつきり出てくるということ、で、国の基準あるいは都の基準が實際にかかる費用まで補助の對象になっていないということ、これも国の方の予算の範囲内ということになりますのでしたがつて、いずれにしても、予算等については、大体そういうような計算がされておりました、ただ予算の範囲内の三つの一ということになります。

基準単価そのものが、それを逆算していきますと低くなり
ますので、それを単価ということになっているわけですが、逆に単
価を決めて三分の一じゃなくてどういうふうな基礎を出しま
すので、自然に基準単価そのものが、そのつど変わってくる可
能性はあるというふうに考えております。

したがって三分の一という表現は使っていますが、実際の基準単
価が低いために市の持ち出しは相当あるということになっており
ます。総額では三分の一に比べておりません。したがって三分の一
弱、全体的には四〇% ちょうどということになります。

○九番（上野重勝君） ありがとうございました。

市営住宅の建設費につきまして擁壁その他の造成工事につ
いて超過負担分があるんだということですが、建物そのもの
については超過負担はないのかどうか。それがまず一点。
それからただいまの保健衛生費につきまして、実際の支払
い単価より基準単価が低いために超過負担が出ると

いうことですので、これは基準単価というのは、全国の平均
をとっておりますからある程度考えられるわけですが、近
隣の他の市町村との比較ではどうか。その点一点お聞かせい
ただきたいと思っております。

以上二点。

○建設部長（森田進君） 児童遊園と申しますか、余裕スペー
スの擁壁工事とフェンスの関係が先ほど申し上げましたように
六百十九万円ほどあるわけでございます。そのほかにこれは市
営住宅の建設については対象外という形になるわけございま
すが、敷地の造成工事、これが三百九十九万円ほど今回も執行
してございますがこの分については対象外という形でございます。そ
れに伴う事務費とどんなことで一千百六十三万円ということど
ございますので、実質的には、いまの造成工事等についても市
営住宅の建設に伴う経費でございますけれども、対象から
除かれているという内容でございます。